

令和7年度
(2025年度)

国保基本健診・後期高齢者健康診査の代わりに
人間ドックを受ける方へ



人間ドック受診 助成事業のご案内

国保基本健診・後期高齢者健康診査
の代わりに人間ドックを受診した場合に、
その費用の一部を助成します。

この事業は、生活習慣病その他の疾病の
予防および早期発見につながる取組みを
助成することで、品川区国民健康保険および
後期高齢者医療制度加入者の健康の
保持増進につなげるため実施しています。



対象者

下記の要件にすべて該当する方

- ☐ 受診日時点で、品川区国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方
- ☐ 受診日の属する年度末時点で40歳以上の方
- ☐ 国保基本健診または後期高齢者健康診査の対象者の方
※同一年度内に国保基本健診または後期高齢者健康診査を受診した(する)方は対象外となります。

- ☐ 申請日までに納期限の到来した保険料を完納している方
- ☐ 受診結果の写しを提出できる方
- ☐ 100%自己負担で人間ドックを受診した方

該当するか
チェック!

助成対象となる人間ドック

下記の検査項目がすべて含まれるもの(名称問わず)

計 測	●身長 ●体重 ●腹囲※ ●血圧 ※腹囲は受診日時点で75歳未満の方のみ対象
血液検査	●血清トリグリセライド(中性脂肪) ●HDLコレステロール ●LDLコレステロール ●AST(GOT) ●ALT(GPT) ●γ-GT(γ-GTP) ●血糖(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c(HbA1c))
尿検査	●蛋白 ●糖
医師の判断	●医師の所見または総合所見

※申請時には、上記の検査項目に加えて、受診者氏名、受診日、医療機関名が確認できる箇所の写しが必要です。

どこの医療機関で
受診してもOK!

申請期限

受診日の翌日から起算して1年※以内

(例: 受診日が令和7年4月15日の場合、申請期限は令和8年4月15日)
※令和8年度から申請期限を受診日の属する年度の翌年度6月末日までとする予定です。

助成額・回数

上限8,000円まで
受診日の属する年度において1回

申請から助成金交付までの流れ

1

人間ドックの受診

ご自身で医療機関へ人間ドックを予約し、受診してください。



2

助成金の申請手続き

裏面の「申請方法」のとおり区役所窓口、電子申請または郵送で手続きをしてください。



3

助成金の振込み

審査の結果、助成が決定した場合指定の口座に助成金を振込みます。(振込みは、申請された月の翌月末頃になります。)

人間ドック受診後に申請が必要です

申請方法について詳しくは裏面へ

申請方法

下記の3つの方法から申請できます。

窓口 で申請



手続き場所

国保医療年金課
保険事業係
(区役所本庁舎4階)
3番窓口

持参する物

- 本人確認書類※1
- 預金通帳など(振込先のわかるもの)
- 受診結果※2の写し
- 受診料の領収書※3の写し



地域センター・
保健センターでは
受け付けて
おりません。

品川区 電子申請 サービス で申請



申請の方法

- ① 手続き申込画面でメールアドレスを登録



- ② 登録したアドレスに届いたURLから
申請画面を開いて、必要事項を入力し、
本人確認書類※1、受診結果※2および
受診料の領収書※3のデータを登録して
申請完了です。

パソコンから

品川区電子申請サービス 手続き申込

検索

上記の画面から検索キーワード
「人間ドック受診助成」で検索。

スマートフォンから

右記のQRコードを読み込むと
手続き申込画面が開きます。



郵送 で申請



送付先

点線で切り取り、封筒の宛名にご利用ください。

〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区役所
国保医療年金課保険事業係
人間ドック受診助成担当

キリトリ線

郵送する物

- 交付申請書
- 本人確認書類※1の写し
- 受診結果※2の写し
- 受診料の領収書※3の写し

交付申請書は、区役所窓口、
各地域センター、各保健
センターで配布しています。
品川区ホームページからも
ダウンロードできます。



品川区ホームページ

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

トップページ ▶ 手続き・届出 ▶ 国民健康保険 ▶ 人間ドック受診助成事業

パソコンから

人間ドック受診助成事業 品川区

検索

スマートフォンから

申請書のダウンロード

QRコードはこちら



※1 被保険者証、マイナンバーカードまたは資格確認書のいずれか。写しの場合は氏名が記載されている面(マイナンバーカードは、顔写真のある面)のみ。

※2 表面に記載の「助成対象となる人間ドック」の検査項目に加えて、受診者氏名、受診日、医療機関名が確認できる箇所の写しが必要です。医師の氏名(所見を記載した医師の氏名または医療機関の代表者名)が確認できる箇所があれば併せて提出してください。

※3 受診者氏名、支払額、医療機関名、受診日および受診内容が確認できるものを提出してください。なお、クレジットカードの控えではこれらが確認できないため、別途、医療機関が発行する領収書を取得してください。

ご注意

検査結果の一部は、匿名化した上で報告機関を通じて国へ提出します。
あらかじめご了承の上、申請手続きを行ってください。

お問い合わせ

品川区役所 国保医療年金課 保険事業係 (本庁舎4階3番窓口)
〒140-8715 品川区広町 2-1-36

TEL 03-5742-6675(直通)
FAX 03-5742-6876

よくある質問については、
品川区ホームページに掲載しています。

品川区ホームページ

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

トップページ ▶ 手続き・届出 ▶ 国民健康保険 ▶ 人間ドック受診助成事業

人間ドック受診助成事業 品川区

検索

QRコードはこちら

